



総務省

# モバイルビジネス活性化プランについて

2007年10月10日

総務省総合通信基盤局

# モバイルビジネス活性化に向けた検討

1

通信放送の在り方に関する政府・与党合意  
(06年6月20日)

## ■通信関連

高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、**ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図る**とともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

新競争促進プログラム2010  
(06年9月19日)

## ■移動通信市場におけるビジネスモデルの検証

**移動通信市場における競争促進等を通じた利用者利益の確保・向上を図る観点から**、各レイヤーを含む移動通信市場の将来像やビジネスモデルの多様化の方向性について多角的な観点から検証するとともに、**販売奨励金やSIMロックの在り方を含む携帯端末市場のビジネスモデルの在り方、ユーザIDの取扱い等についても併せて検証を行う場を設け、07年夏を目途に結論を得る。**

ICT 改革促進プログラム  
(07年4月20日)

## ■通信の競争促進

「新競争促進プログラム」を引き続き着実に推進する。NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備を含む公正競争ルールの整備、**販売奨励金の在り方を含む現行販売モデルの包括的見直し、MVNOの新規参入の促進などを含むモバイルビジネスの活性化策の展開等**を図る。

モバイルビジネス研究会報告書  
(07年9月18日)

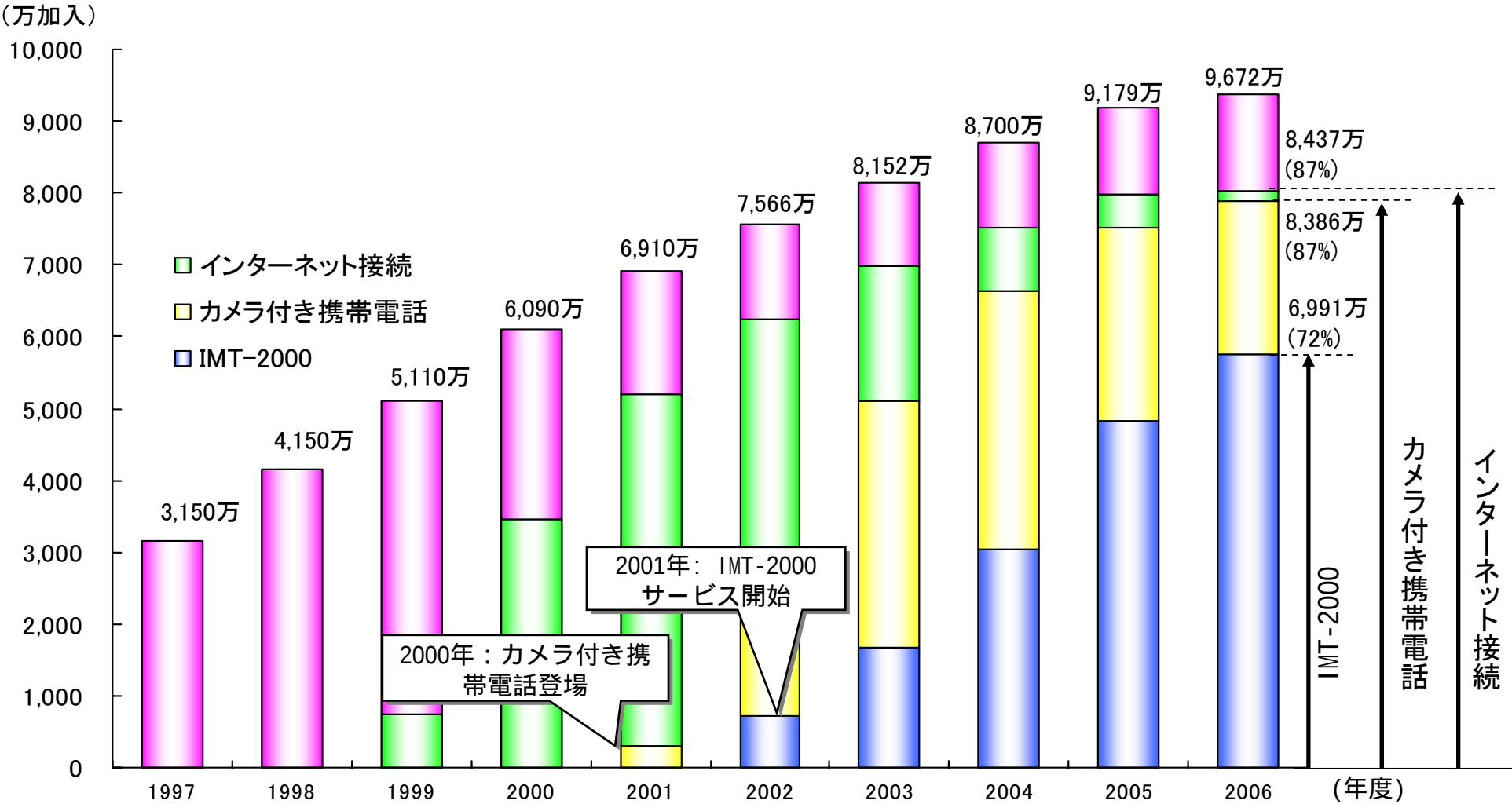
**オープン型モバイルビジネス環境の実現に向けた競争促進策等を提言。**

モバイルビジネス活性化プラン  
(07年9月21日)

**モバイルビジネス活性化に向け、2011年を目標年限として展開する政策パッケージを公表。**  
(新競争促進プログラム2010の一環として運用)

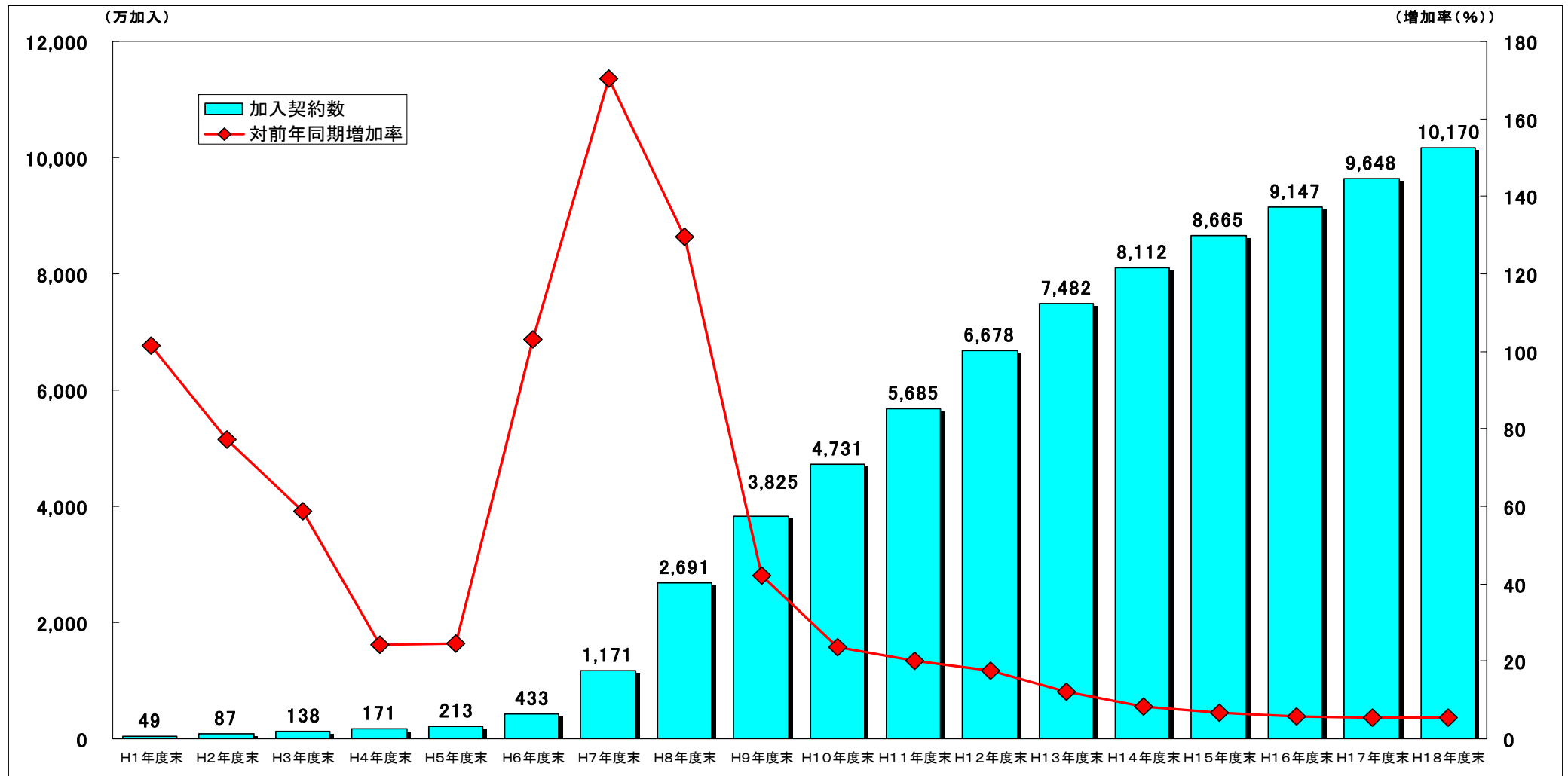
モバイルビジネス活性化プラン評価委員会において進捗状況の検証等を実施。

# 携帯電話の加入数の推移



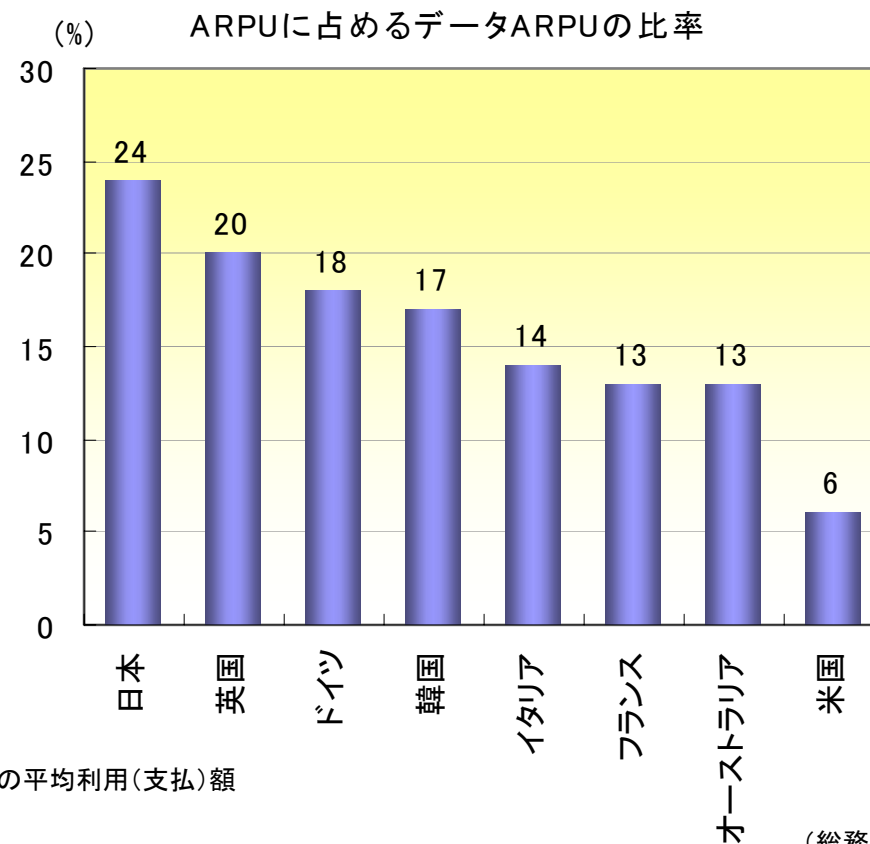
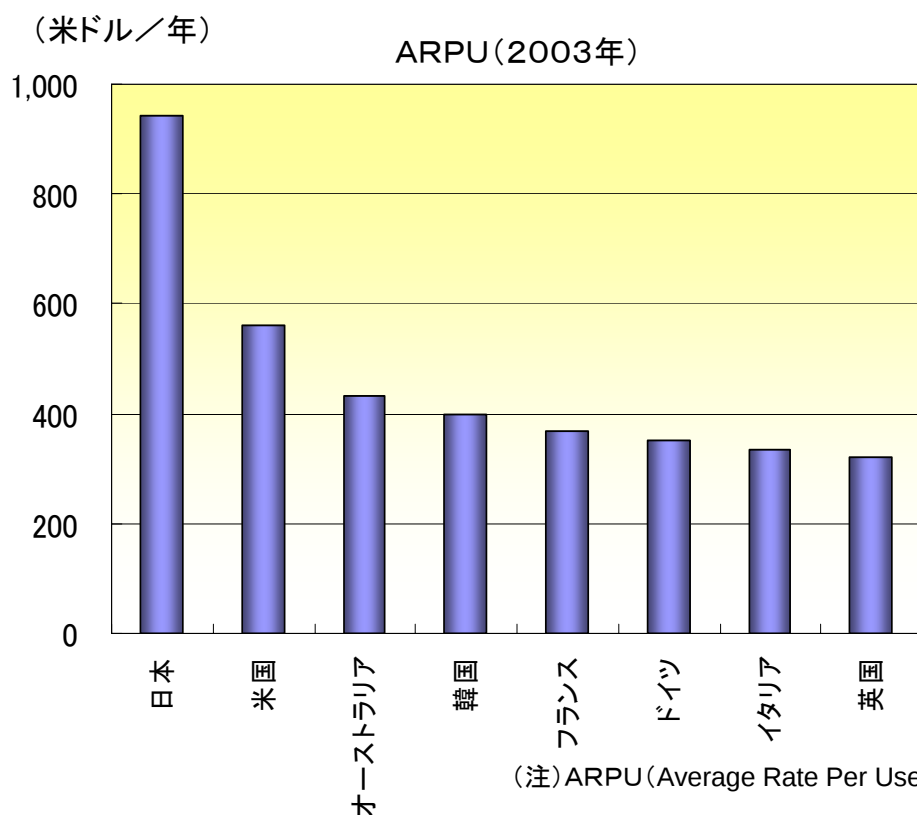
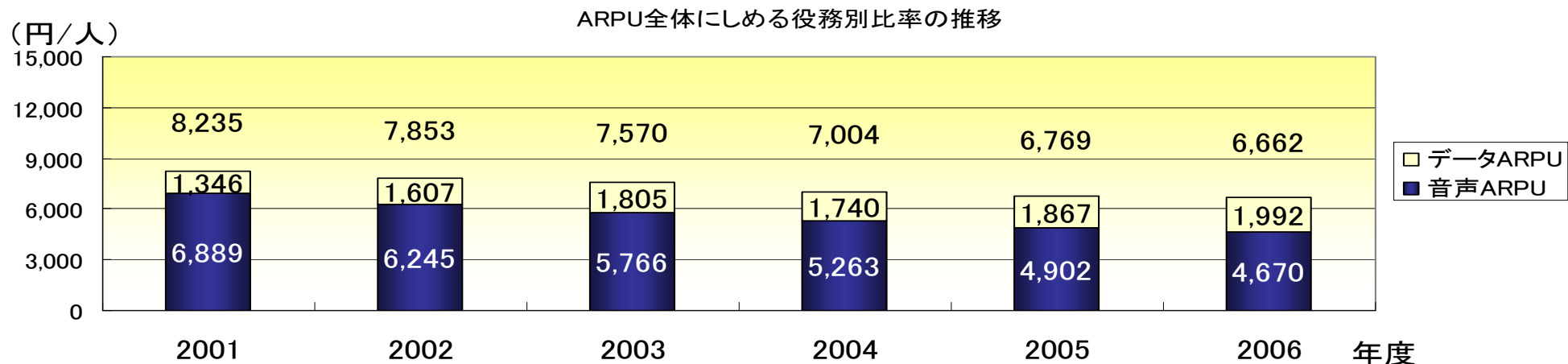
# 携帯・PHSの加入契約数と増加率の推移

3



| 年度末      | H1年度末 | H2年度末 | H3年度末 | H4年度末 | H5年度末 | H6年度末 | H7年度末 | H8年度末 | H9年度末 | H10年度末 | H11年度末 | H12年度末 | H13年度末 | H14年度末 | H15年度末 | H16年度末 | H17年度末 | H18年度末 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 加入契約数    | 49    | 87    | 138   | 171   | 213   | 433   | 1,171 | 2,691 | 3,825 | 4,731  | 5,685  | 6,678  | 7,482  | 8,112  | 8,665  | 9,147  | 9,648  | 10,170 |
| 対前年同期増加率 | 101.6 | 77.3  | 58.8  | 24.3  | 24.5  | 103.2 | 170.4 | 129.7 | 42.2  | 23.7   | 20.2   | 17.5   | 12.0   | 8.4    | 6.8    | 5.6    | 5.5    | 5.4    |

# 携帯電話事業におけるARPUの推移等

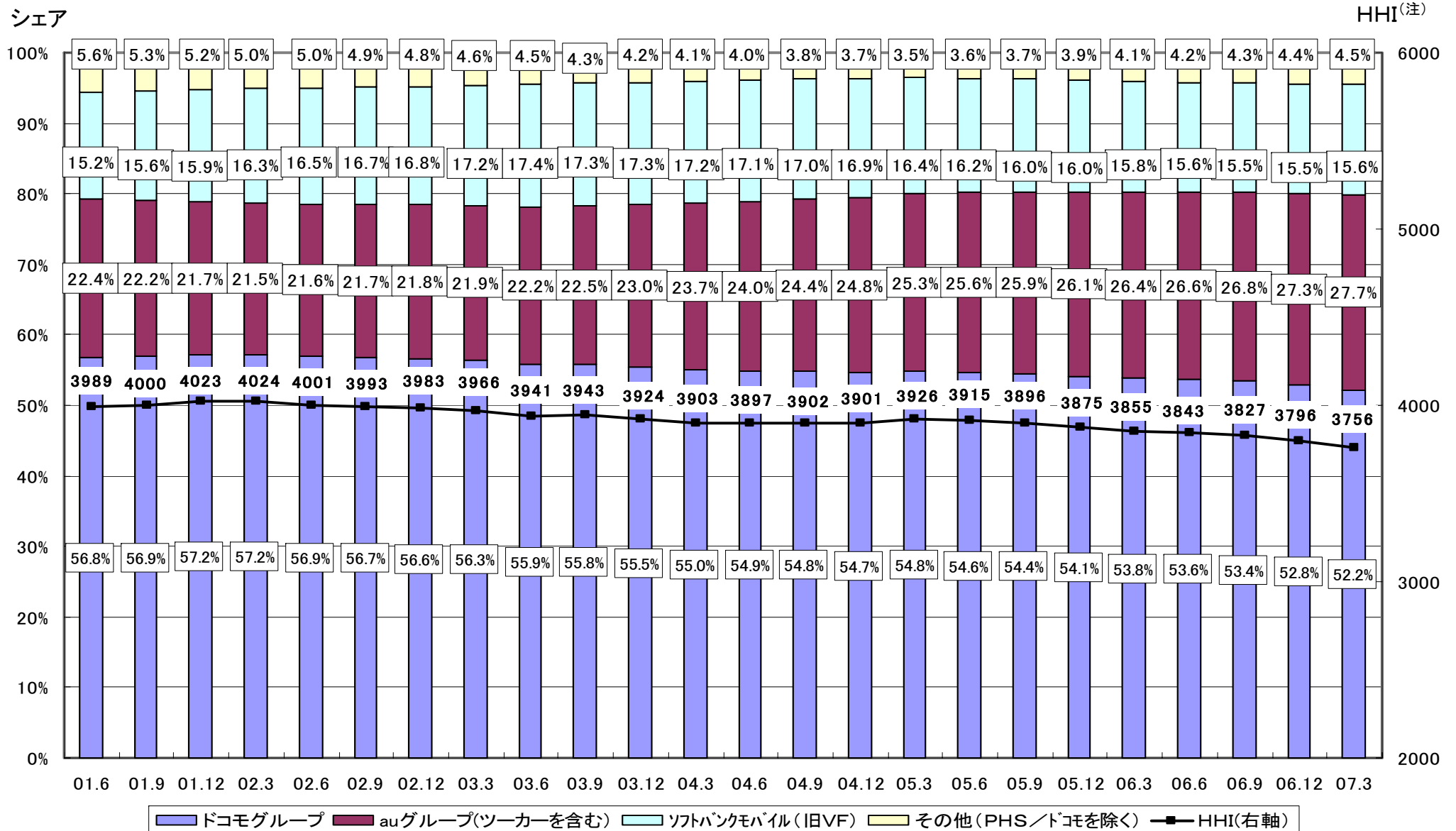


(注) ARPU (Average Rate Per User) : 利用者の平均利用(支払)額

(総務省資料)

# 移動通信主要事業者のシェア等

5

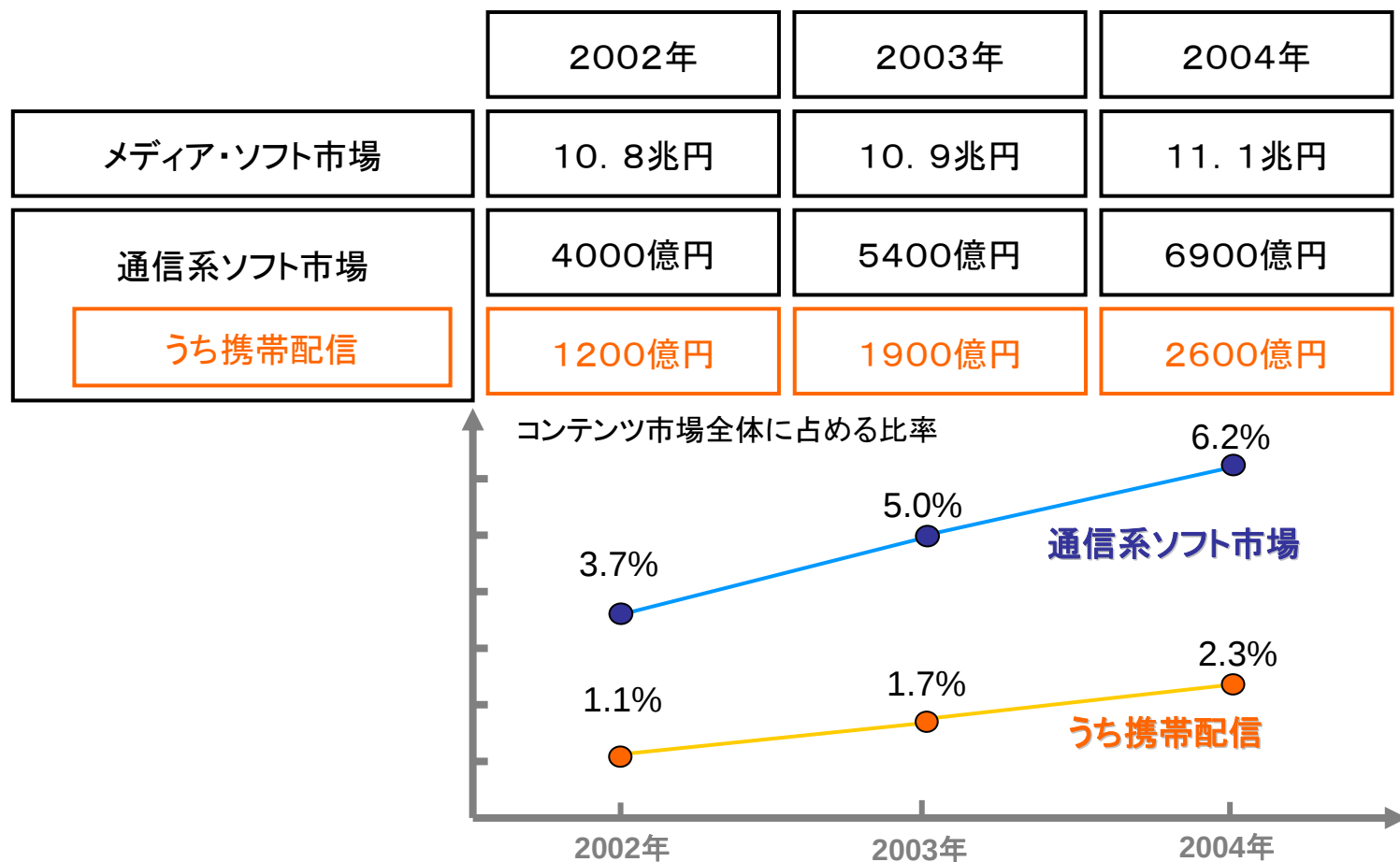


(注) HHI(Herfindahl-Hirschman Index: ハーフィンダール・ハーシュマン指数)

市場の独占度合いを測る指数の一つ。各事業者が市場で有するシェアを二乗し、それを加算して算出する。0~10000の値をとり、独占状態に近づくほど10000に近づく。

(出所)総務省資料

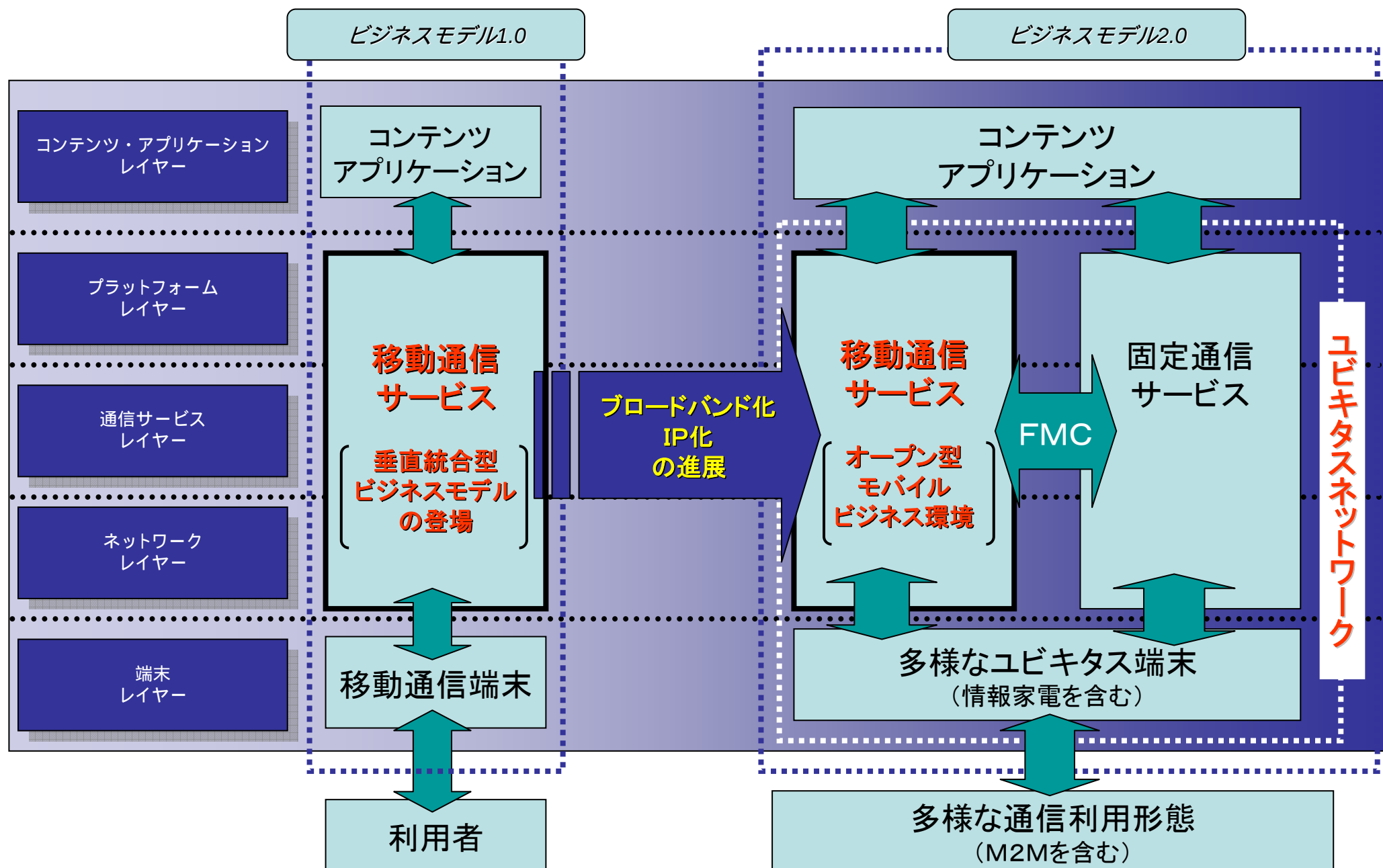
# モバイルコンテンツ市場の拡大



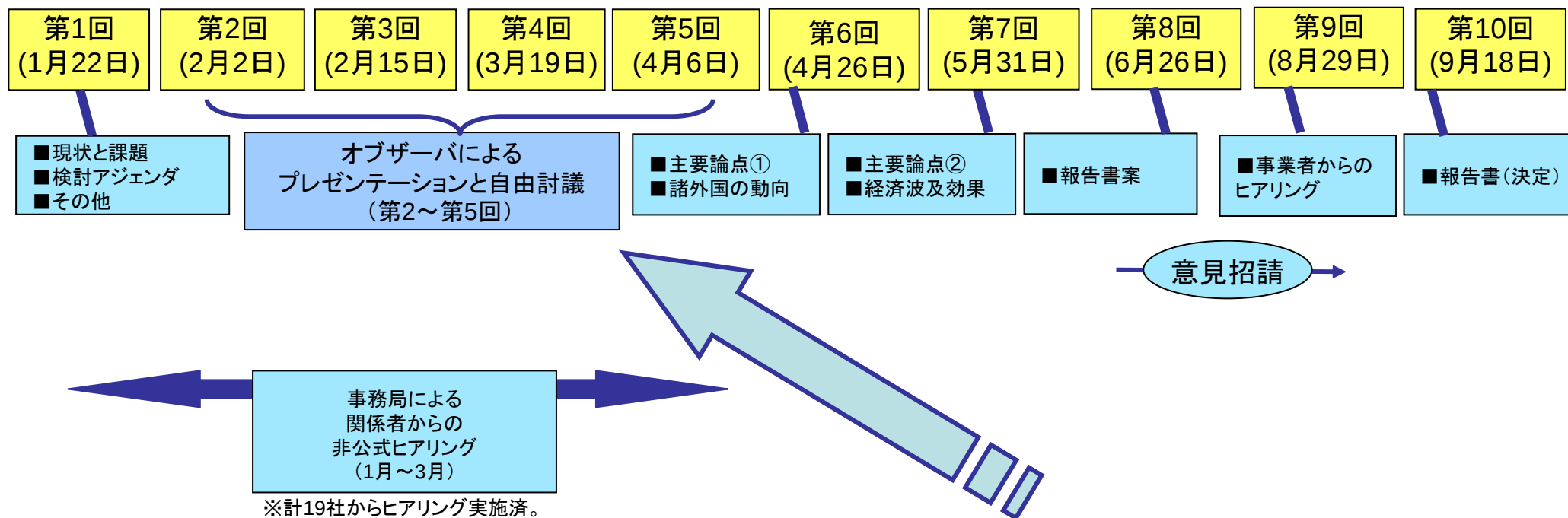
- (注) □メディア・ソフト市場の金額は、映像系ソフト(映画、ビデオ、地上テレビ番組、衛星テレビ番組、CATV番組、ゲームソフト、ネットオリジナルソフト)、音声系ソフト(音楽、ラジオ番組、ネットオリジナルソフト)及びテキスト系ソフト(新聞記事、コミック、雑誌、書籍、データベース記事、ネットオリジナルソフト)が流通する、一次流通市場及びマルチユース市場の金額の合計
- 通信系ソフト市場の金額は、データベース記事やネットオリジナルソフトについては一次流通市場の金額を、映画や地上テレビ番組、音楽等のコンテンツについては、インターネットや携帯端末で配信されるものに限定したマルチユース市場の金額の合計  
これをさらに、携帯端末に配信されるものに限定した金額の合計を、携帯配信に係る市場規模として算定。

# モバイルビジネス市場の活性化に向けた基本的視点

7



# モバイルビジネス研究会の検討スケジュール



## 研究会構成員(10名)

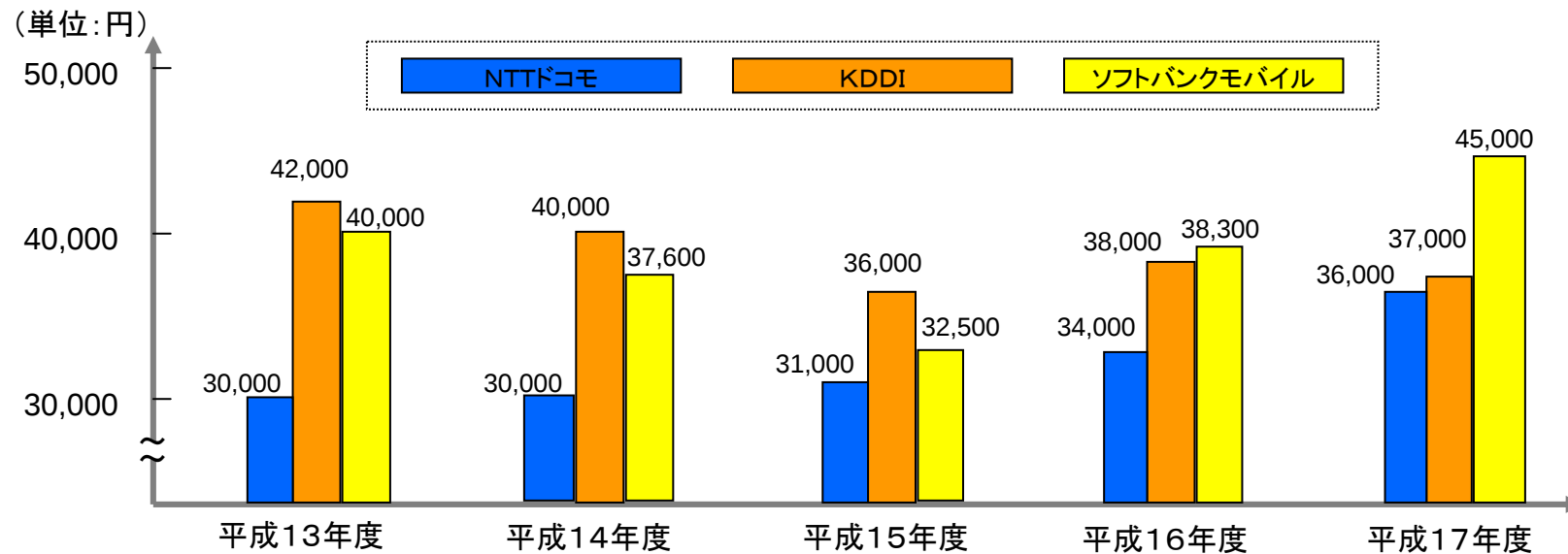
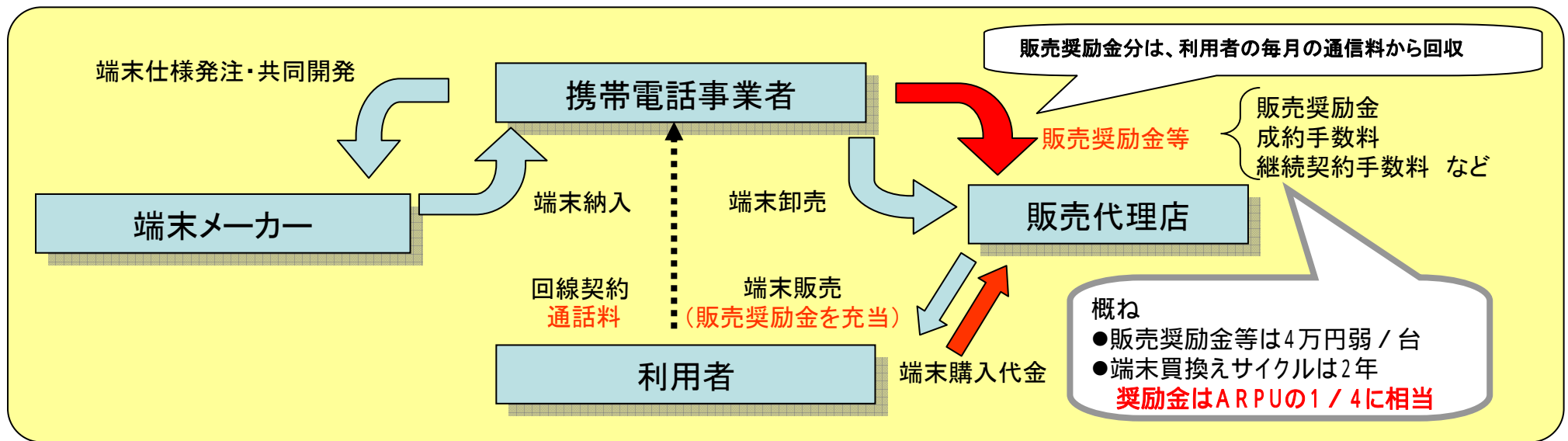
|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 斉藤 忠夫  | 東京大学名誉教授【座長】                        |
| 泉水 文雄  | 神戸大学法学部教授【座長代理】                     |
| 飯塚 周一  | 情報流通ビジネス研究所代表                       |
| 合田 泰政  | メリルリンチ日本証券シニアアナリスト                  |
| 石渡 昭好  | ガートナージャパン テレコムネットワーキング担当<br>主席アナリスト |
| 長谷川 孝明 | 埼玉大学大学院理工学研究科教授                     |
| 藤原 まり子 | 博報堂生活総合研究所客員研究員                     |
| 佐藤 治正  | 甲南大学経済学部教授                          |
| 高橋 伸子  | 生活経済ジャーナリスト                         |
| 北 俊一   | 野村総合研究所上級コンサルタント                    |

## オブザーバ(15社・団体)

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| (通信事業者)     | (MVNO)               |
| ○NTTドコモ     | ○MVNO協議会(テレコムサービス協会) |
| ○KDDI       | (ベンダー)               |
| ○ソフトバンクモバイル | ○情報ネットワーク産業協会(CIAJ)  |
| ○イーモバイル     | (その他)                |
| ○ウィルコム      | ○ぐるなび                |
| (プラットフォーム系) | ○JR東日本               |
| ○ACCESS     | ○三井物産                |
| ○インデックス     | ○マイクロソフト             |
| (MVNE系)     |                      |
| ○インフォニクス    |                      |
| ○フューチャーモバイル |                      |

# 携帯電話の販売奨励金（インセンティブ）の概要

9



(注1) 各年度におけるNTTドコモのアンニュアルレポートより、「販売手数料」及び「端末販売奨励金」を販売奨励金等として記載。

(注2) 各年度におけるKDDIの決算資料より、「販売コミッション」を販売奨励金等として記載。

(注3) 各年度におけるボーダフォンの決算説明会資料より、「新規顧客獲得費用」を販売奨励金等として記載。

(各社決算資料等を基に総務省作成)

## 販売奨励金の役割

- ✓ハイエンド端末の価格を利用者に「低価格」で提示することを可能とし、**より高機能の端末に対する需要を顕在化**。
- ✓端末とサービスのバンドル化により、**端末と連携する形でサービスの多様化が進展**。

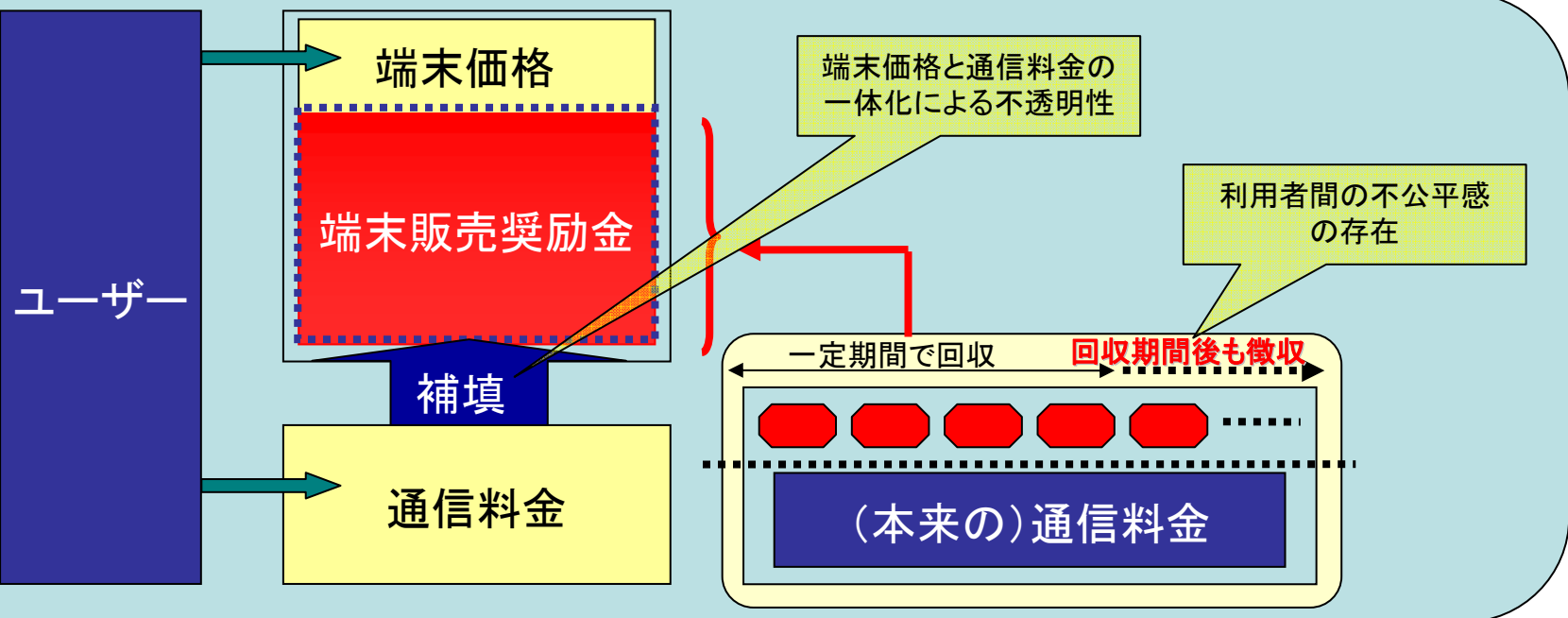
## 留意すべき事項

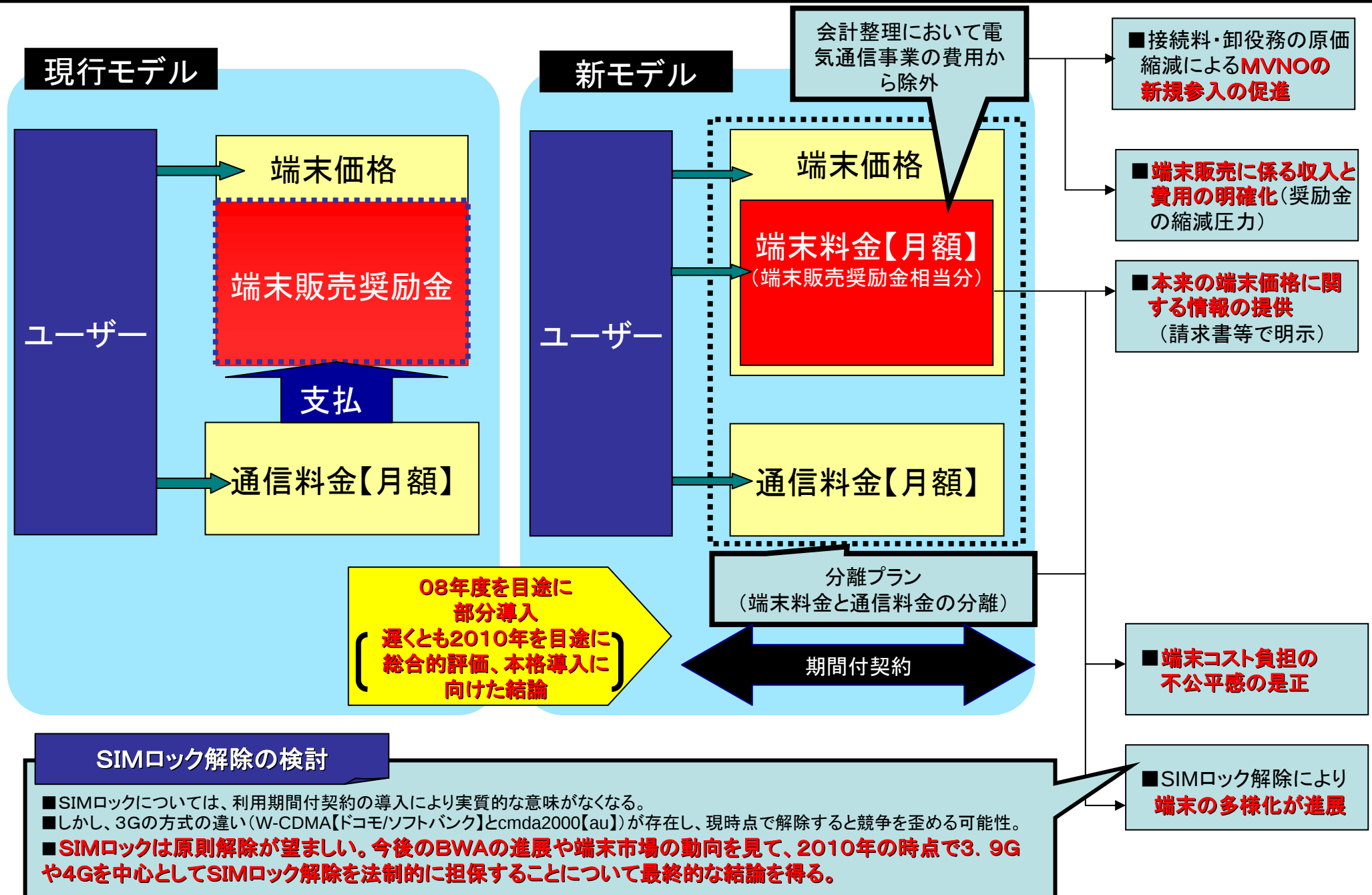
- ①利用者は端末価格の一部を**通信料金で回収されている事**の認知不足
- ②**利用者間のコスト負担の不公平感**
- ③ARPUの1/4を占める販売奨励金の存在による**通信事業者のコスト増**
- ④**端末・サービス一体化による多様性の不足**
- ⑤接続料・卸電気通信役務の原価に端末販売奨励金が含まれていることに起因する**公正競争上の問題**
- ⑥通信事業者主体の端末開発による**端末開発の多様性への制約**
- ⑦端末買い替えサイクルの長期化による**市場規模縮小に対する懸念**

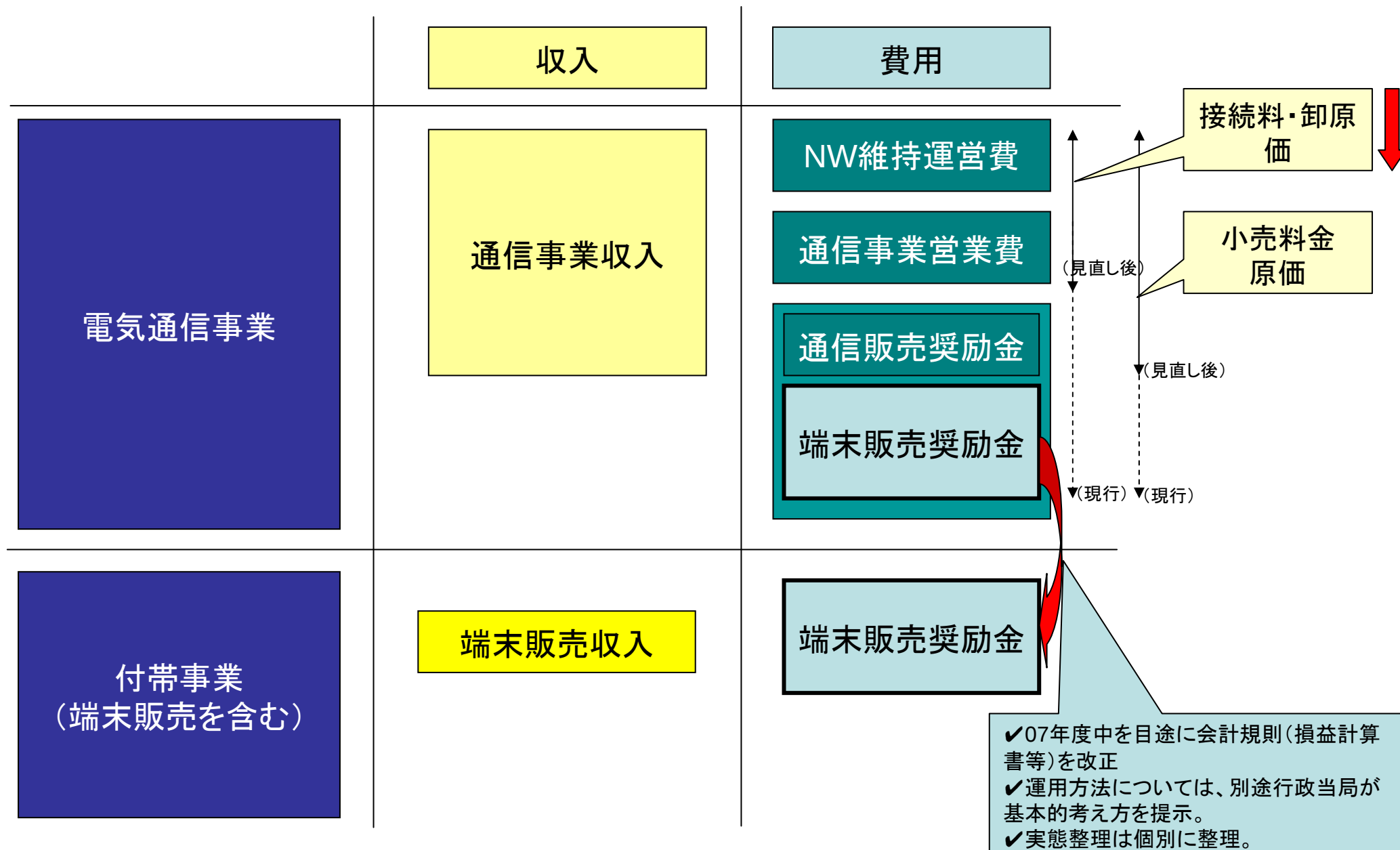
## 現行の販売モデル見直しの必要性

(端末価格と通信料金をそれぞれ明確に利用者に提示する方策を検討)

## 現行の販売モデル

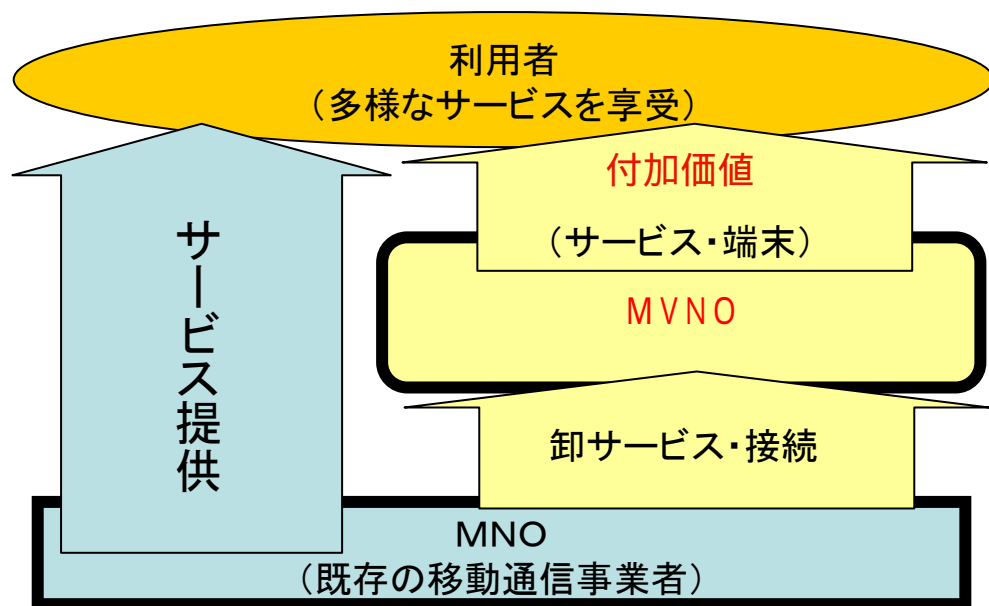




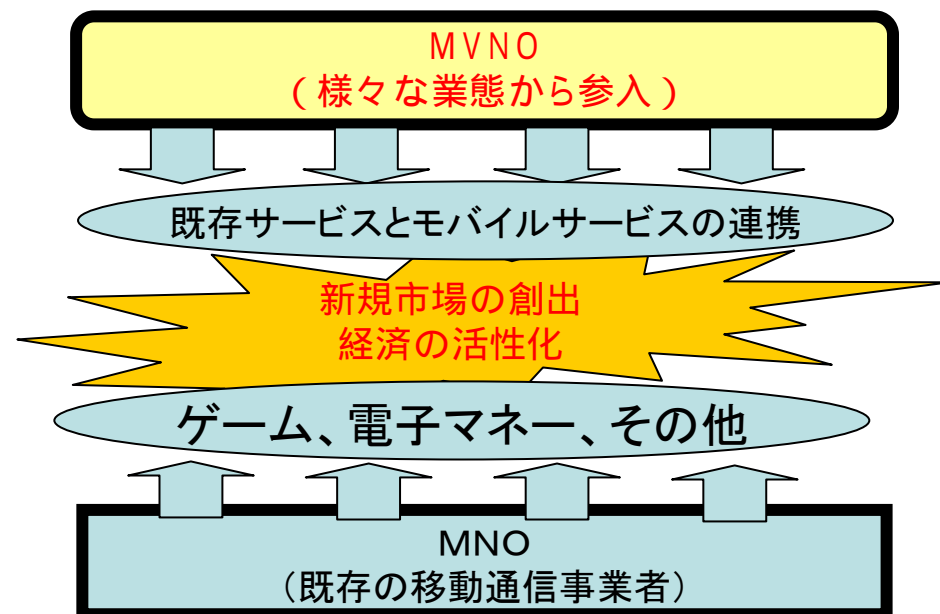


- MVNO (Mobile Virtual Network Operator) は自らは無線設備を設置しないで通信サービスを提供。
- MNOは単に通信サービスを提供する枠を越え、音楽・ゲーム配信などのコンテンツ・アプリケーションレイヤーへの進出、金融サービスとの連携など、垂直統合型のビジネスを展開。
- MVNOとして他業態から移動通信市場への参入を促し、新しいビジネスモデルの登場を期待。
- MNOとMVNOとの“win-win”の関係を構築。

## サービスの多様化



## 新規市場の創出



MVNOの新規参入の促進による  
移動通信市場の活性化(サービス多様化の実現)

## 目 的

- ✓ 今後、急速な技術革新等を踏まえ、MVNOのビジネスモデルの多様化が期待されることを踏まえ、MVNOの関連法規(電気通信事業法・電波法)の適用関係に関する「MVNO事業化ガイドライン」について、所要の見直しを実施。

## ガイドラインの構成

### 1. ガイドラインの目的等

- ✓ ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲として、**MVNO及びMNOに加え、MVNE(Mobile Virtual Network Enabler)**についても定義。

### 2. 電気通信事業法に係る事項

- (1) MVNOの事業形態及び事業開始に必要な手続き
- (2) **MVNOとMNOとの関係**
- (3) **協議が整わなかった場合の手続き**
- (4) MVNOによる端末の調達
- (5) 電気通信番号(電話番号)管理
- (6) MVNOと利用者との間の契約関係
- (7) 提供条件の説明及び苦情等の処理
- (8) その他

- ✓ MNOとMVNOの関係は、**卸電気通信役務の提供又は事業者間接続のいずれの形態も可能**(当事者間で選択)である旨を明確化。  
✓ MNOが**接続に応じる必要がない場合を具体的に列挙**。

- MNOの電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがある場合(☞接続申込みに応じる結果、周波数不足等により当該MNOの利用者への役務提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由がある場合)
  - 接続がMNOの利益を不当の害するおそれがある場合
  - MVNOが接続に関し負担すべき金額の支払いを怠たるおそれ等がある場合
  - 接続に応じるための回線設備の改修等が技術的・経済的に著しく困難な場合
- 【注】MNOとMVNOの関係に照らし、具体的な拒否可能な事例を明示。

### 3. 電波法に係る事項

- (1) 事業開始の際に必要な手続き
- (2) **MVNOとMNOの関係**

- ✓ 卸役務提供・接続の2つの形態に係る**MNOとMVNOとの間の紛争処理手続き(あっせん・仲裁・裁定等)**について、**具体的手続きを整理**。

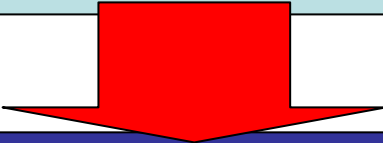
### 4. ローミングに係る事項(電気通信事業法及び電波法)

- ✓ **MVNOの使用に係る周波数についてもMNOの利用として扱われる旨を明確化**。

### 5. 見直し

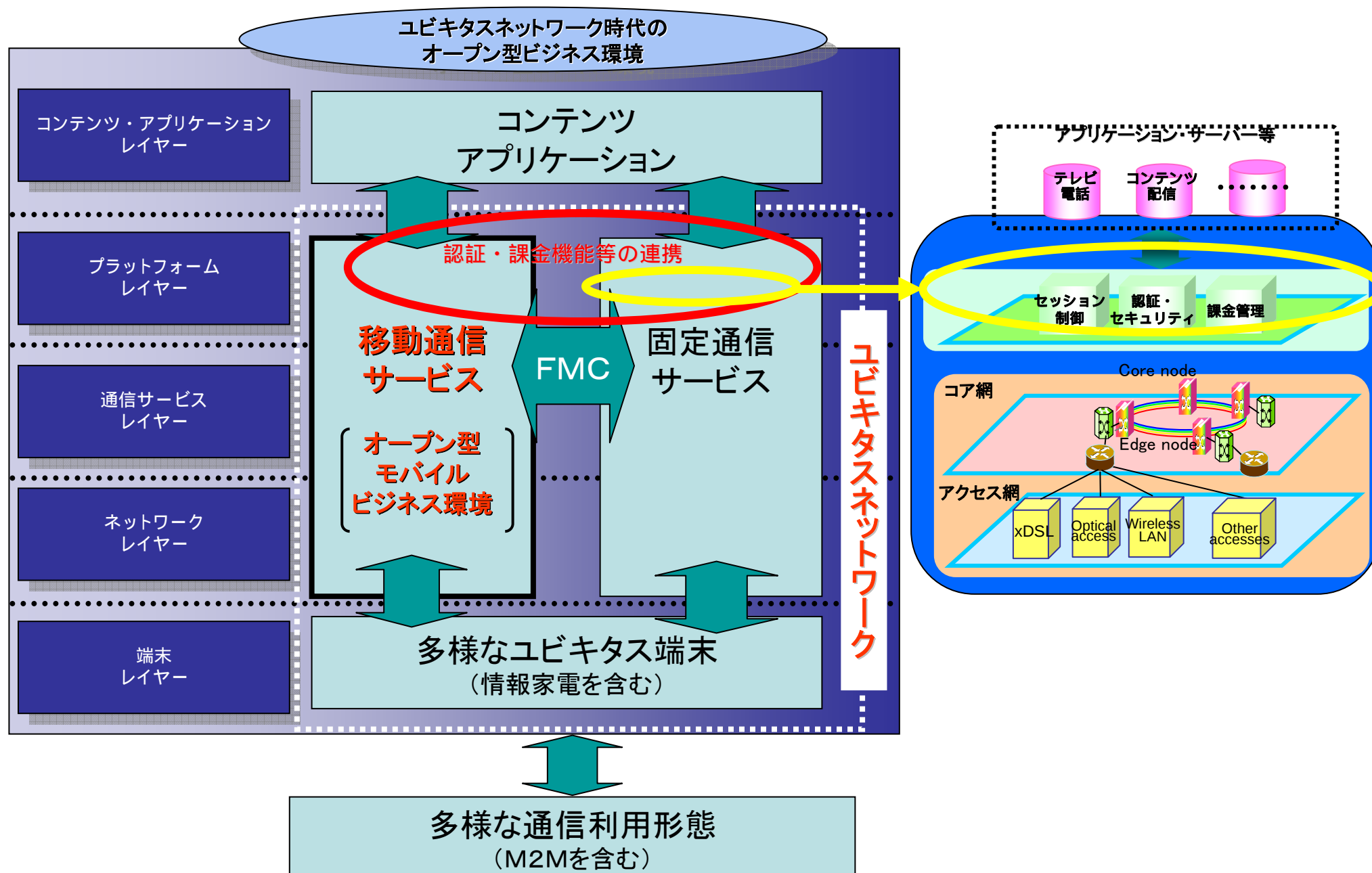
## MVNOの新規参入促進によるモバイルサービスの多様化

- FMCサービスの普及(固定系事業者によるMVNO)
- 地方ISPやCATVによるローカルMVNOの登場
- 他業態における経営資源を通信サービスに組み合わせたMVNOの登場によるシナジー効果
- ベンチャー系企業やSIerによるMVNOによる法人向けサービスの提供
- MVNO独自の端末・サービスの開発促進(先進性の高いモバイル市場をテストベッドとした新事業の創出)
- MVNO参入による周波数資源の有効活用



## MVNOの新規参入促進に向けた取組

- 卸電気通信役務に関する標準プランの策定・公表
- MVNO事業化ガイドラインの再見直し
  - ① コンタクトポイントの明確化
  - ② 事業計画の聴取範囲の明確化
  - ③ 事業者間接続等に関する法制上の解釈の明確化(総務省HPへのFAQ掲載を含む)
- 市場のモニタリングの継続(必要に応じて、MNO各社から報告等)
- 端末プラットフォームの共通化の促進
- 新規システムに係る周波数割当におけるMVNOによる無線設備の利用促進のための計画策定の義務付けを基本として検討



## 7つの現状認識

- 市場の成熟化
- 市場シェアの固定化
- 料金プランの複雑化
- モバイルコンテンツ市場の成長潜在性
- 端末・サービス一体型の事業展開
- ハイエンド型中心の端末市場の形成
- ソリューション系ビジネス(法人市場)における成長潜在性

## モバイルビジネス活性化プラン

モバイルビジネスにおける  
販売モデルの見直し

■新料金プラン【通信料金と端末価格の分離プラン】を08年度を目途に  
部分導入(遅くとも2010年時点で全面的導入を検討)

各事業者に対し、  
検討要請文書を発出。  
(07年9月21日)

■販売奨励金に係る会計整理の明確化(07年度中を目途に電気通信事業会計  
規則を改正)

■SIMロックの解除(2010年の時点で解除義務化について最終的に結論)

■端末プラットフォームの共通化の推進(端末テストベッドの構築等)

■MVNO事業化ガイドラインの再改定(※)による環境整備(07年度中に実施)  
※コンタクトポイント明確化、事業計画の聴取範囲の明確化、法制上の解釈の明確化

■MNOの卸電気通信役務に関する標準プランの策定(検討)

■新規周波数の割当時ににおけるMVNOへの配慮(検討)

通信・放送の総合的法体系の検討  
ユビキタス特区の創設

モバイルアクセス  
網の多様化

MVNOの新規参入の促進

事業政策課内に  
「MVNO支援相談センター」  
を設置  
(07年9月21日)

モバイルビジネスの活性化に  
向けた市場環境整備の推進

■消費者保護策の強化策(料金比較認定制度、コンサルティング認定制度、  
苦情処理機能の体制整備等)の検討

■プラットフォームの連携強化(IDポータビリティ、位置情報の利活用の推進、  
プッシュ型配信機能の利活用の推進等)の検討(07年度中を目途に検討開始)

07年中 競争評価(戦略的評価)→中間結果公表 → 07年度中を目途にプラットフォーム機能に関する検討を開始

モバイルビジネスにおける  
販売モデルの見直し

■料金プランの透明性の向上(利用者利益の確保)

■接続料等の低廉化を通じたMVNOの新規参入の促進(サービス多様化)

■(2010年に検討する)SIMロック解除による端末の多様化

MVNOの新規参入の促進

■地方MVNO等の新規参入による新事業の創出や地域活性化の実現

モバイルビジネスの活性化に  
向けた市場環境整備の推進

■消費者保護策の強化を通じた利用者利益の確保

■プラットフォームの連携強化による新事業創出の実現

2010年代初頭に世界最先端のモバイルビジネス環境を実現

